３１多健保第２６０８号
令和２年２月２０日

多摩市国民健康保険運営協議会
会　長　　下　井　直　毅　殿

多摩市長　阿　部　裕　行

多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減所得基準額の変更について（諮問）

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則（平成元年規則第15号）第２条に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

１　諮問事項
（１）課税限度額の変更について
現行　　96万円
（医療分61万円、後期高齢者支援金分19万円、介護分16万円）
変更後　99万円
（医療分63万円、後期高齢者支援金分19万円、介護分17万円）
（２）軽減所得基準額の変更について
5割軽減
現行　　基準額33万円＋28万円×被保険者数
変更後　基準額33万円＋28.5万円×被保険者数
2割軽減
現行　　基準額33万円＋51万円×被保険者数
変更後　基準額33万円＋52万円×被保険者数
（３）実施時期
令和２年４月１日

２　変更の理由
令和２年度地方税制度改正のため